

件名：スペインにおける新型コロナウイルスの発生状況について（3月12日）

☆☆☆☆☆☆ご不明な点がありましたら在スペイン大使館までご連絡下さい☆☆☆☆☆☆

【本日の新規事項概要】

- ◆ 日本外務省によるスペインを含む欧州各国に対する感染症危険情報が発出され、スペインにおいては、マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）のカテゴリーに引き上げられました。その他の地域については、これまでと同様レベル1（十分注意してください）が維持されております。
- ◆ 3月12日13時現在、スペイン全土の感染者数は累計で2,950人（死亡84人）。本日の増加感染者数は822名となっており、前日比+38.6%と引き続き感染者数の伸びが大きくなっております。
- ◆ 米国がスペインを含むシェンゲン域からの米国への渡航を禁止する旨の措置を発表しました。同措置は、13日（金）深夜以降、30日間有効であると報じられております。

<<本文>>

●本日の新規事項

コロナウイルス感染症に関する当地の最新情報を以下のとおりお送りいたします。

1 一部地域（マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州）の感染症危険情報のレベル引き上げ

- (1) スペイン保健省は、これまでに、マドリード州及びラ・リオハ州の全域並びにバスク州のビトリア市及びラバスティダ市を「ハイレベル感染地域」に指定しています。これらの州では引き続き特に感染が増加傾向にあるとともに、同国の他の地域と比べて1万人当たりの感染者数も高い状況となっております。
- (2) 日本外務省はこのような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、3月12日、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州に発出している感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げました。なお、同国のその他の地域についてはレベル1（十分注意してください）を継続します。

●マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州  
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

●その他の地域  
レベル1：十分注意してください。（継続）

- (3) 感染がさらに拡大する場合は、今後更に感染症危険レベルの引き上げの可能性もあり、新規情報は同様のメールにて引き続きお送りいたします。

2 スペインにおける最新の感染者数情報

3月12日13時、スペイン政府は、スペインで発生した新型コロナウイルス（COVID-

19) の感染者数が2,950人(前日比+822名、38.6%増)に達した旨発表しました。各州における感染者数の詳細は以下のとおりです。マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州等を中心に、多くの地域において感染者数が大幅に増えております。

<感染者数の州別内訳(累計)> 計17州 2,950人(+822)(死亡84人)  
マドリード州:1,388人,バスク州:346人,カタルーニャ州:260人,ラ・リオハ州:205人,アンダルシア州:115人,カスティーリャ・ラ・マンチャ州:115人,カスティーリャ・レオン州:92人,バレンシア州:76人,ナバラ州:73人,アラゴン州:64人,ガリシア州:35人,カナリア州:51人,アストゥリアス州:47人,ムルシア州:26人,バレアレス州:22人,エストレマドゥーラ州:19人,カンタブリア州:16人

### 3 米国政府によるシェンゲン域からの米国への渡航を禁止する措置

米国時間3月11日,米国政府はスペインを含むシェンゲン域からの米国への渡航を禁止する旨の措置を発表しました。同措置は、13日(金)深夜以降、30日間有効であると報じられております。

(米ホワイトハウス参考 URL)

<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trump-taken-unprecedented-steps-respond-coronavirus-protect-health-safety-americans/>

#### ●注意事項一般

##### 1 旅行者に対する入国制限や入国後の行動制限,生活上の規制に関する情報

- (1) 現在のところ,スペインに到着した渡航者に対する検疫措置や特別管理措置は実施されておられません。
- (2) 本日,サンチェス西首相の記者会見にて,同首相からも,高齢者の方,持病をお持ちの方は不要な外出等を避け,特に他者との距離を1メートル以上保てないような場には行かないようにとの勧告がありました。手洗い等の予防措置に加え,ご留意願います。

##### 2 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

- (1) スペイン保健省の指針では,発熱や咳,呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は,自宅又は滞在先に待機し,他者との距離を1メートル以上保ち,濃厚接触を避けるとともに,電話(基本的には112)により医療機関に連絡し,旅行歴及び症状を伝えて診断を求めることが求められております。
- (2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。ところ以下のスペイン保健省のホームページより確認の上,医療機関へご連絡頂きますと幸いです。

(スペイン保健省参考 URL)

[https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/img/COVID19\\_que\\_hacer.jpg](https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/img/COVID19_que_hacer.jpg)

- (3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

3 その他生活上の注意点等

- (1) 手洗い・咳エチケットの励行、人混みを避ける等の新型コロナウイルス感染に対する適切な対応をお願いいたします。
- (2) スペインでも感染者数の増加とともに食料やその他生活用品の買い占めの動きがあります。在留邦人の方々におかれては焦らずご対応頂けますと幸いです。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表), +(34)-91-590-7614 (領事部直通)

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

3 在ラスパルマス領事事務所

電話: +(34)-928-244-012

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000042.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html)

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：[http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)